令和５年度保育所・学校等関係者向けアレルギー疾患相談事業実施要領

アレルギー疾患を持つ子どもの保育所・学校等での支援体制を整えるため、保育所・学校等における生活上の注意点等について、保育所・学校等関係者からの相談に対し、医学的見地から助言、指導を行う。

１　対象施設

・保育所、幼稚園、認定こども園（認可外保育所やその他の未就学児施設を含む）
・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（私立学校を含む）

２　相談者（対象者）

保育士、教職員、養護教諭、看護師、栄養教諭、調理員等
※職員からの相談を対象とします。児童・生徒本人や保護者からの直接の相談は受け付けられませんのでご了承ください。

３　対象疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等

４　相談内容

（１）保育所・学校等における生活上の注意点や対応
（２）校外行事・宿泊を伴う活動での注意点や対応
（３）学校給食の対応（食物アレルギー対応）

５　相談員

神戸市立医療センター中央市民病院（兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院）のアレルギー専門医、看護師、管理栄養士、薬剤師

６　相談の流れ

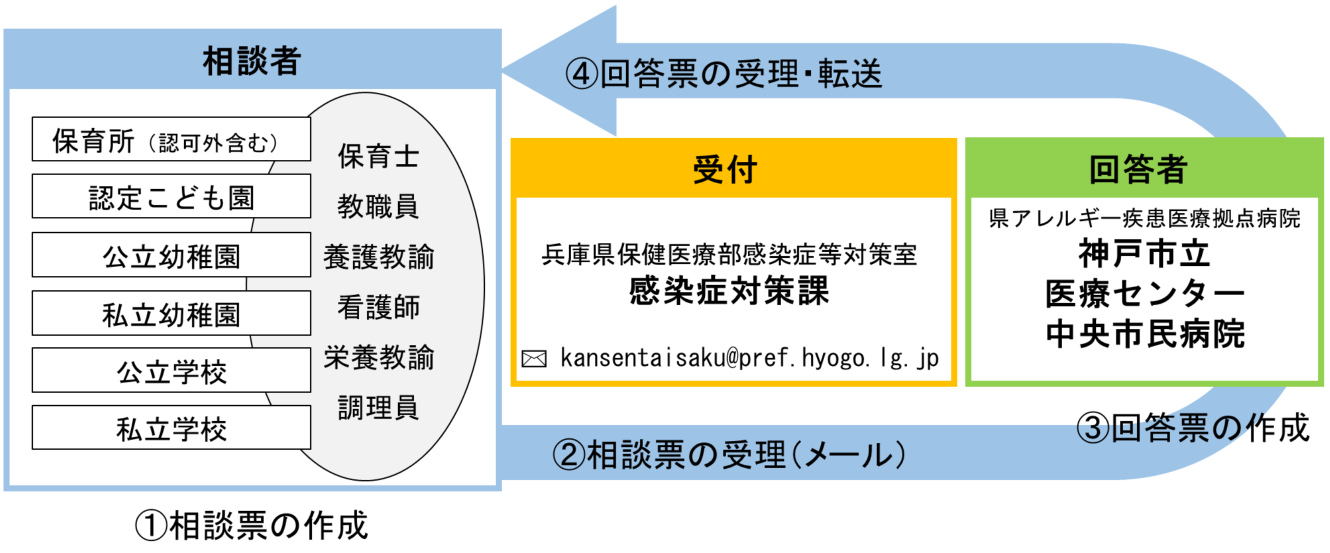

①相談者は所定の様式により相談票を作成し、兵庫県庁感染症対策課へメールにより送付する。(連絡先は下記参照)
②感染症対策課は、相談内容を確認のうえ相談の受付を行い、相談票を（地独）神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院へメールにより送付する。
③（地独）神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院は、院内のアレルギー専門医、看護師、管理栄養士、薬剤師等と連携して回答票を作成し、感染症対策課へメールにより送付する。
④感染症対策課は、回答票を相談者へ送付する。

7　その他

・治療に関する相談はできませんので、主治医に相談してください。
・緊急を要する相談には対応できません。回答に時間を要することがあります。
・すでに回答した相談への再質問はご遠慮ください。1回の相談で解決するよう、相談内容はできるだけ詳しくお書きください。
・他の学校関係者の参考になる内容については、個人情報や学校が特定できる内容を除いた上で、県庁ホームページ等に掲載する場合があります。あらかじめご了承ください。

８　連絡先

兵庫県保健医療部感染症等対策室感染症対策課 感染症班
電　話：078-341-7711（内3196）
メール：kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp